

5・2・2 眺望保全地区

【背景と目的】

本計画の当初策定時は、海・山・川など自然の要素や環境によって区域を定め、それに応じたルールづくりをしていることから、何処から何を見るのかという考え方に基づく区域設定とルールづくりにおいて不十分な部分がありました。そのことにより本市の景観計画区域内では、何処から何を見るのかという区別がなく一律のルールとなっていました。その不十分さに対応するため、市民意見において、本市の中でも特に眺望が優れている地点である「玉取崎展望台」と「平久保半島エコロード（市道平久保半島東線）」の周辺を眺望保全地区として設定することとします。玉取崎展望台あるいは平久保半島エコロードは、豊かな自然や集落の風景等を一望できる場所であることから、その眺望範囲においては建物等により眺望を妨げられないよう配慮する必要があります。このことによって、玉取崎展望台並びに平久保半島エコロードから見える優れた眺望が保全され、人々に癒しをもたらしてくれることを期待します。

【視点場及び指定区域】

区域を定めるにあたり、景観工学を参考としつつ、山の稜線等により実際に視認できる範囲や西表石垣国立公園区域等も考慮し範囲を指定するものとします。

玉取崎眺望保全地区

視 点 場：玉取崎展望台

指定区域：玉取崎展望台周辺の範囲（図 1 参照）

平久保半島エコロード眺望保全地区

視 点 場：平久保半島エコロード（市道平久保半島東線）

指定区域：平久保半島エコロード（市道平久保半島東線）周辺の範囲（図 2 参照）



図 1

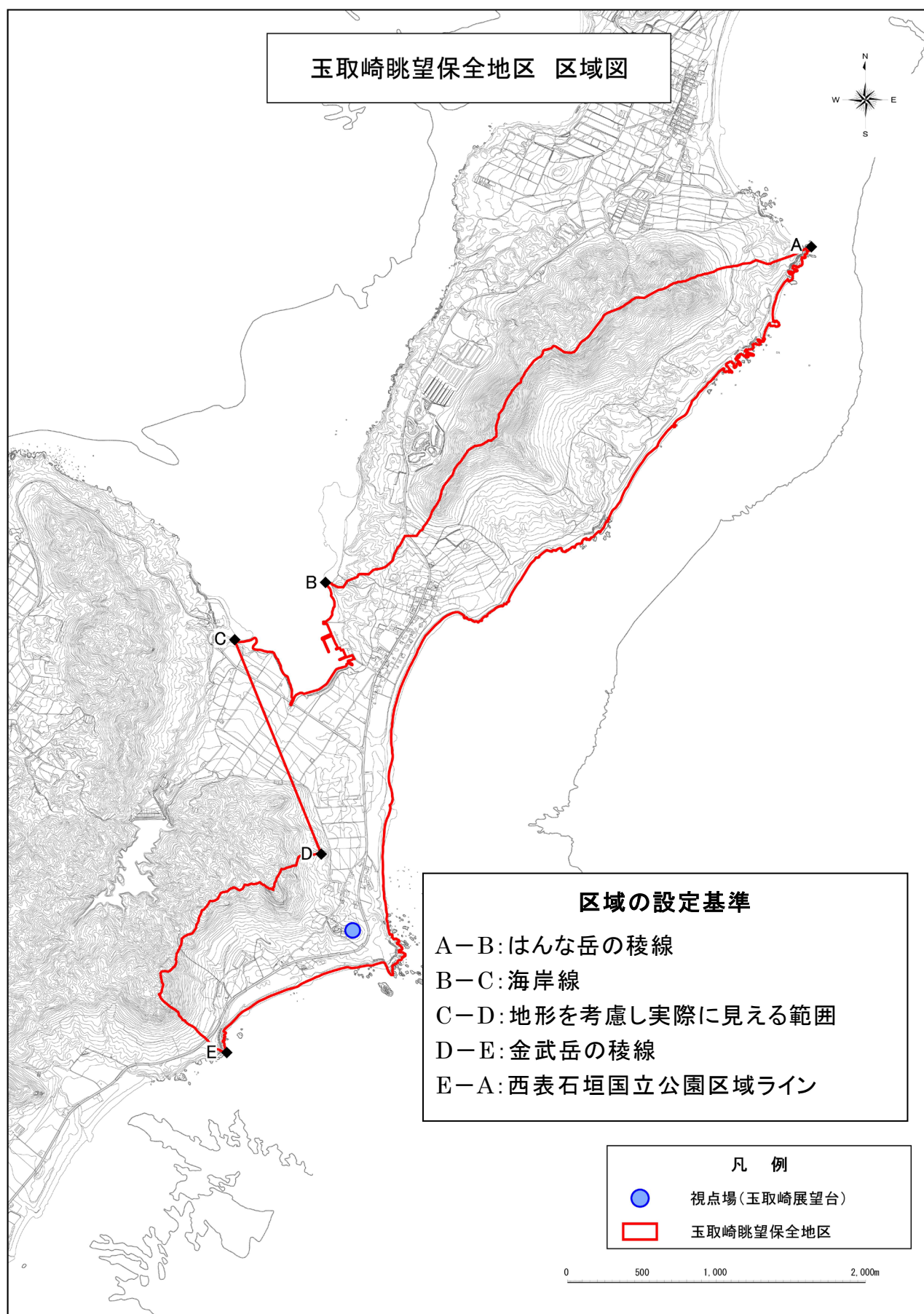
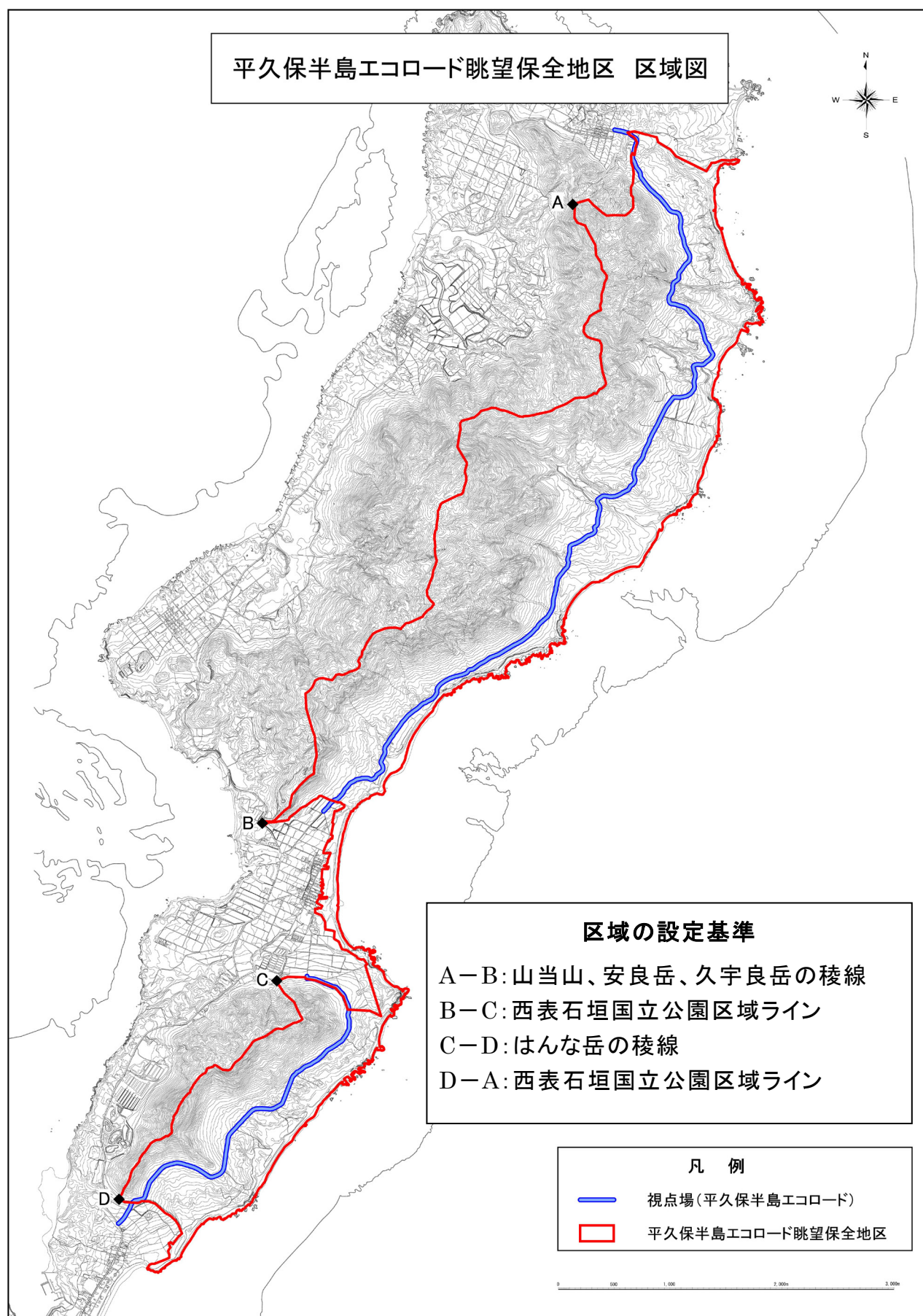
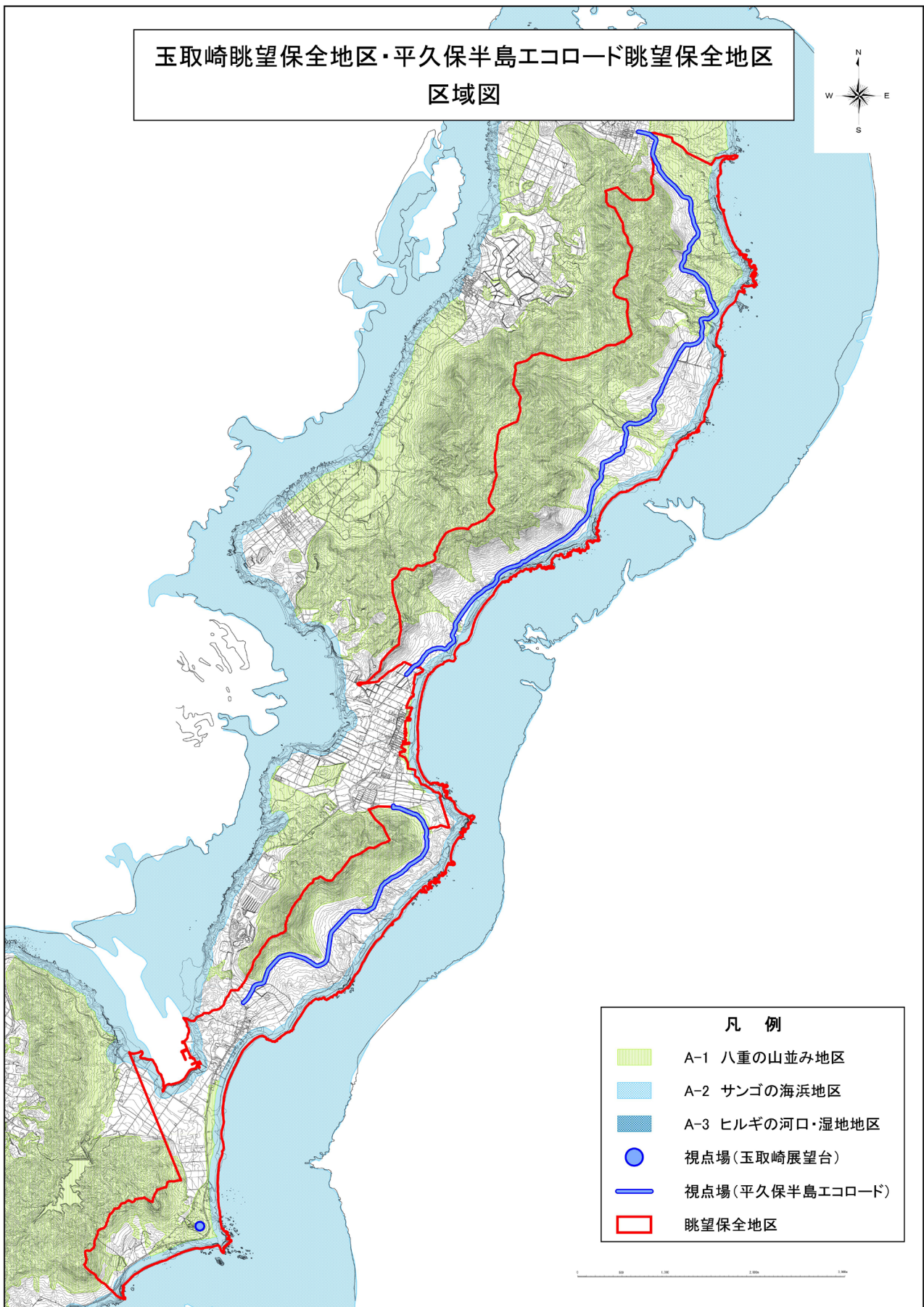


図 2





参考図 1



参考図 2

